

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市かし野台一丁目一番二 地先から同市かし野台一丁目 一番二地先まで		区 間
一九・五七〇 一九・六六	一六・二二〇 一七・四二	敷地の幅員 (メートル)
一七・三七		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考